



2024年1月12日

各 位

会 社 名 日本ファイルコン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 名倉 宏之  
(東証スタンダード・コード番号5942)  
問合せ先 専務取締役 管理・経営企画管掌  
兼 経 営 企 画 室 長  
齋藤 芳治  
(TEL 042-377-5711)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月27日に開催予定の第124回定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議し、また、同日付でこれに伴う定款の一部変更を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、業務執行の適法性および妥当性に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの一層の強化により、透明性の高い経営の実現および中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

##### (2) 移行の時期

2024年2月27日に開催予定の第124回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定を新設し、監査役および監査役会に関する規定を削除する等の変更を行うものです。また、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行います。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

2024年2月27日に開催予定の第124回定時株主総会における承認可決をもって、同定時株主総会終結の時に、本定款変更の効力が発生する予定です。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li><u>2. 監査役</u></li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li><u>4. 会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></li> <li>3. (条文省略)</li> </ol> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定め</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li><u>2. 監査等委員会</u> (削除)</li> <li><u>3. 会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></li> <li>3. (現行どおり)</li> </ol> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会または取締</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="325 300 619 338">る株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="204 412 312 443">(基準日)</p> <p data-bbox="185 448 481 479"><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="370 519 600 551">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="185 591 622 622"><u>第13条～第18条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="284 663 683 694">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="204 734 395 766">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="185 770 782 878"><u>第19条</u> 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p data-bbox="204 954 395 985">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="185 990 782 1061"><u>第20条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="271 1102 491 1133">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="271 1137 491 1169">3. (条文省略)</p> <p data-bbox="427 1173 536 1205">(新設)</p> <p data-bbox="204 1393 395 1424">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="185 1429 782 1572"><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="427 1612 536 1644">(新設)</p> <p data-bbox="264 1751 782 1859">2. 増員および補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="204 1971 593 2002">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="185 2007 782 2038"><u>第22条</u> 当社は、取締役会の決議によって</p>	<p data-bbox="1059 262 1152 293">変更案</p> <p data-bbox="941 300 1410 371"><u>役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p data-bbox="823 412 932 443">(基準日)</p> <p data-bbox="804 448 1129 479"><u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="989 519 1219 551">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="804 591 1273 622"><u>第12条～第17条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="887 663 1286 694">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="823 734 1015 766">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="804 770 1410 918"><u>第18条</u> 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="823 954 1015 985">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="804 990 1410 1352"><u>第19条</u> 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="887 1102 1123 1133">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="887 1137 1123 1169">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="887 1173 1410 1352">4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="823 1393 1015 1424">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="804 1429 1410 1608"><u>第20条</u> 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="887 1612 1410 1751">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="887 1756 1410 1935">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="823 1971 1216 2002">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="804 2007 1410 2038"><u>第21条</u> 当社は、取締役会の決議によって</p>

現行定款	変更案
<p>代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の5日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間 を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく取締役 会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会 の決議事項について書面または電磁 的記録により同意した場合には、当 該決議事項を可決する旨の取締役会 の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議に よって、重要な業務執行(同条第5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定 の全部または一部を取締役に委任す</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規則) 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第29条 (条文省略)</p>	<p><u>ることができる。</u></p> <p>(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第29条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u> 第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u> 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>  <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 3 9 条～第 4 0 条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 4 1 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 4 2 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第 4 3 条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第 4 4 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 4 5 条</u> (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第 3 3 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 3 4 条～第 3 5 条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 3 6 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 3 7 条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 3 8 条</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第 3 9 条</u> 当社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第 4 0 条</u> 当社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u> (以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 4 1 条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)           以 上	附 則 <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第 1 条</u> 当社は、第 124 回定時株主総会の 終結前の行為に関する監査役（監査 役であった者を含む。）と締結済の会 社法第 427 条第 1 項の規定による任 務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約については、なお同 定時株主総会の終結に伴う変更前の 定款第 38 条に定めるところによる。           以 上